

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年11月22日開催 全国信用組合中央協会]

### 1. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリング方針について

- FDに関するモニタリングについては、2022事務年度と同様、リスク性金融商品の各業態の販売動向や、個社別の販売額等を基に重点モニタリング先を抽出し、「顧客本位の業務運営に関する原則」等を踏まえ、金融商品の組成・販売会社を中心に、リスク性金融商品のプロダクト・ガバナンス態勢や販売・管理態勢等を着眼点として、リスクベースで実施する。
- 具体的には、足元で販売額が増加している外貨建一時払保険や新興国通貨建債券を含む外貨建債券等について、組成・販売各社において、
  - ・ リスク・リターン、コスト等の妥当性を検証した上で、組成・販売しているか
  - ・ 組成・販売に当たり、想定顧客層の特定はできているか
  - ・ 顧客が負担する全てのコスト開示と顧客視点での説明ができる態勢が構築できているかといった点を検証していく。
- このほか、インターネット取引や業績評価体系、三線管理の枠組みについても、実態把握・検証を進めていく。
- 経営陣においては、本日、申し上げた点を持ち帰って頂き、必要に応じ、先んじた検証や取組改善をお願いしたい。
- 重点モニタリング先となった金融機関においては、双方向の議論の中で、「顧客の最善の利益の追求」などに向けた気付きを共有していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

### 2. 中国を背景とするサイバー攻撃グループBlackTechによるサイバー攻撃について

- 2023年9月27日、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターから、

中国を背景とするサイバー攻撃グループBlackTechによるサイバー攻撃に関する注意喚起が発出された。

- この注意喚起では、BlackTech の手法への具体的な対処方法が推奨されているが、推奨されている対処方法は、BlackTech に限らず、一般的に有効な対策である。

### 3. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケート結果の還元について

て

- マネロン等リスク管理態勢の整備について、先月に各組合に依頼した、「マネロンガイドラインに基づく態勢整備状況の確認アンケート」に協力いただき感謝申し上げます。
- 経営陣におかれては、当該アンケート結果も活用しつつ、自組合における対応の進捗をきめ細かく確認いただき、来年3月末までにマネロンガイドラインで求めている態勢整備が確実に完了するよう対応をお願いしたい。

### 4. 資産運用立国について

- 2023年10月4日、新しい資本主義実現会議の下に、鈴木金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国分科会」が設置された。資産運用立国の実現に向けた政策プランは、年内に策定する方針。
- 「成長と分配の好循環」を実現していくためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を実施し、その運用力の向上やガバナンスの改善を図っていくことや、資産運用業への国内外からの新規参入と競争を促進していくことが必要。
- このため、具体的には、
  - ① 資産運用業とアセットオーナーシップの改革として、
    - ・ 大手金融グループによる、資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表、
    - ・ スチュワードシップ活動の実質化や、運用対象の多様化を図るための環境整備

- ② 資産運用業への新規参入と競争の促進として、
- ・ 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正、
  - ・ バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和、
  - ・ 資産運用会社の新規参入を促進するためのプログラム（日本版 EMP）の整備
  - ・ 金融創業支援ネットワーク事業の推進、金融・資産運用特区の創設などについて、検討していく予定。

○ 政策プランの策定に向けては、様々なご意見を拝聴しながら検討を深めていきたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

#### 5. 事業者支援に関する重点的なヒアリングの結果について

- 金融庁では、財務局を中心として、2023年8月から9月にかけて、金融機関の事業者支援への取組状況を確認するとともに、事業者支援を行う上での隘路や課題を把握するため、事業者支援に関する重点的なヒアリングを実施したところ。各組合におかれては、ご協力に感謝する。
- 今般、その結果を取りまとめたので、概要を簡単に紹介する。
- まず、ゼロゼロ融資先の事業者の状況については、全体の約8割が元金完済又は返済中であり、多くの事業者で予定通り約定弁済が進んでいる。一方で、金融支援が必要な先は約2割存在し、その多くは条件変更又は借換等の対応に留まっていることから、今後、経営改善・事業再生支援のニーズが高まることが考えられる。
- また、金融機関や外部支援機関からは、
- ・ ゼロゼロ融資など保全されている債権のみの取引先は、金融機関のリソース不足等により支援が不十分となっている可能性がある、
  - ・ 外部支援機関と金融機関との関係性は良好との声が大宗を占める一方で、中小企業活性化協議会に案件が持ち込まれるタイミングが遅い、などの声が聞かれたところ。
- このヒアリングで把握した課題等については、様々な機会を捉えて金融機

関と継続的に対話を行っていくとともに、財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」においても、把握した課題等に応じた形で取組みを深化させていく。

- 各組合においては、既に事業者支援にご尽力いただいているところ、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等について、先延ばしすることなく一歩先を見据えた取組みを進めていただくよう、改めてお願いします。

## 6. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 2023年11月2日に、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大へ向けた施策として、「地域企業経営人材マッチング促進事業」が盛り込まれた。
- 「REVICareer（レビキャリア）」については、今後も、セミナーや説明会の開催をはじめとした周知・広報に取り組むとともに、施策の充実に努めていく次第。
- レビキャリアの足元の実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数が2000人を突破し、マッチング件数については、10月は新たに8件成約し、累計43件となり、着実に実績が伸びてきている。
- 各地域金融機関においては、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応えていくにあたり、引き続き、レビキャリアの積極的な活用をお願いしたい。

## 7. 障がい者等に配慮した取組みの一層の促進について

- 2023年10月31日、2023年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を公表。
- 例えば、聴覚障がい者等向けの電話リレーサービスに対応している先は、アンケート対象金融機関全体で75.6%であるところ、信用組合では、30.3%となっている。
- 当該サービスに対応していない先については、対応を進めていただくとともに、対応している場合でも、対応可能なサービスの拡充に取り組んでいただきたい。

- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関して、引き続き、「支店によって対応してくれるかどうか異なることがあった」といった意見が金融庁に寄せられている。内規の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力の向上の徹底が重要である。
- また、2023年6月28日に金融庁で開催した「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」の議事録等を2023年8月10日に公表。障がい者団体より、視覚障がい者対応ATMのメンテナンスが不十分、システム開発等の際に障がい者の意見を取り入れてほしいといった意見も寄せられており、こうした対応の徹底も重要である。
- 本アンケート調査結果や意見交換会の議事録等も参考の上、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

## 8. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 2023年10月27日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2023年1月から7月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表。
- 同報告書では、
  - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
  - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること
 等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。
- 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
  - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
  - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

## 9. 事業再生ガイドライン活用状況・事例集の公表について

- 2023年10月17日に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用事例集を金融庁ウェブサイトで公表した。
- ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、事業者の経営改善・再生支援の強化は喫緊の課題。未だガイドラインを活用したことのない金融機関においては、こうした事例を参考に、ガイドラインの活用を含む事業再生支援に積極的に取り組んでいただきたい。

## 10. 有効事例・経営者保証ホットライン等に寄せられた意見について

- 経営者保証改革プログラムを踏まえて監督指針を改正し、2023年4月より保証契約締結時には、保証の必要性等をより詳細に事業者へ説明することを求めている。経営者保証に依存しない有効事例や、新規で設置した経営者保証ホットラインに寄せられた事業者からの声をお伝えする。
- 金融機関に財務局が行ったヒアリングでは、
  - ・ 経営者保証を徴求しない場合の決裁権限の見直しや、各支店の無保証融資割合を店舗間で共有する取組、
  - ・ また、正常運転資金の範囲内で行う短期借入や割引手形については無保証で対応する取組、といった前向きな事例が寄せられている。
- 一方、経営者保証ホットラインには、経営者保証を徴求する際に、その必要性等について、金融機関から具体的な説明が無かったといった事業者の声も複数寄せられており、監督指針に沿った運用が十分ではない金融機関も見られる。
- 各金融機関においては、こうした有効事例を参考に経営者保証に依存しない融資を促進していただくと共に、監督指針に沿った運用が徹底されるよう、営業店の職員等に改めて周知・徹底をお願いしたい。

## 11. ALPS 処理水の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における輸入規制措置等の影響を踏まえた金融上の対応について

- 今般の ALPS 処理水<sup>※</sup>の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響により、漁業や水産加工業、卸売業等の事業者の経営等に支障を来すことが懸念されている。
- ついては、こうした事業者の資金繰りに支障が生じないように、一般の保証とは別枠で信用保証協会が100%保証するセーフティネット保証2号が2023年11月15日に発動されたことを踏まえ、引き続き、事業者の業況や資金需要を積極的に把握し、当該保証制度を提案するなど、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧に対応することをお願いしたい。
- また、資金面の支援に加え、政府系金融機関等の関係機関とも緊密に連携しつつ、販路拡大・マッチング支援など、政府による各種施策も活用しながら事業者の状況やニーズに応じたきめ細かく弾力的な支援をお願いしたい。

※ 多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう。

## 12. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」について

- 2023年11月2日、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期すとともに、生産性向上などの供給力強化により日本経済を一段高い成長軌道に乗せていく観点から、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①物価高から国民生活を守る、②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する、④人口の減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する、⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する、の5つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁関連では、
  - ・ 資金繰り支援にとどまらない経営改善支援、事業再生支援等、事業者の実情に応じた適切な支援の推進、
  - ・ 資産運用業とアセットオーナーシップの改革、資産運用業への国内外

からの新規参入と競争の促進など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、

- ・ 新しいNISA制度の開始に向けた周知・活用促進や「金融経済教育推進機構」の設立に向けた取組の推進など、資産所得倍増プランの推進、
- ・ スタートアップの資金調達に関する環境整備や、インパクト投資の推進に向けた「インパクトコンソーシアム」の設立、
- ・ 金融機関等におけるマネロン対策に必要な継続的顧客管理に係る国民の理解促進、

などの施策が盛り込まれている。

- 対策に盛り込まれたいずれの施策も、現下の経済や金融の状況の中で、重要かつ早急に取り組んでいくべきものであり、金融庁としては、金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点を理解のうえ、各金融機関の理解・協力を今後、よろしくお願ひしたい。

(以 上)